

令和7年度 就学援助制度のお知らせ

戸田市教育委員会

戸田市では、お子さまが小・中学校へ通学するうえで経済的な理由によりお困りのご家庭に対して、学用品費や給食費などの費用の一部を援助する就学援助制度を設けています。

援助を希望される場合は、以下の説明をお読みのうえ、受付期間内に申請してください。

1. 就学援助を受けることができる方

戸田市に住所を有し、戸田市立小・中学校に就学する者と同一世帯に属する保護者で、経済的要件に基づき、市が認定した方となります。

- (1) 同一生計世帯の所得合計額が認定基準以内の方
- (2) 令和7年1月以降、家計が急変し、就学が困難となった方(添付書類が必要となります。学務課にお問合せください)

生活保護を受けている方は、重複受給となるため就学援助を受けることはできません。

児童扶養手当を受給されている方も、所得審査があります。

2. 申請方法等

提出書類

「就学援助費受給申請書」及び「添付書類」。(添付書類は「3.添付書類について」を参照)

申請書は市内の小・中学校及び教育委員会学務課(市役所3階)にあります。

また、市ホームページにも掲載してあります。

申請書左面の記入例及び注意事項をお読みのうえ、必要事項をご記入ください。

消えるボールペンは使用しないでください。

提出先

お子さまの通学する戸田市立小・中学校又は学務課へ提出してください。(郵送不可)

提出期限

- ・ 就学援助制度は7月から翌年6月までです。(中学校3年生は3月まで)
- ・ 7月から適用を受けたい場合の提出期限は、令和7年6月30日まで(学務課)です。
学校へ提出する場合、提出期限は学校が定める期限によります。
- ・ 令和7年7月1日以降の申請は、随時、学校・学務課で受け付けますが、認定となった場合の適用は、申請をした月の翌月からとなります。

提出した申請書の記載事項に変更が生じた場合は、必ず学務課へご連絡ください。

審査前であれば申請の無効、審査・認定後であれば認定の取り消しとなる場合があります、受給を希望する場合、再申請が必要となります。

再申請の結果が「認定」となった場合の適用は、再申請の翌月からとなります。

3. 添付書類について 添付書類は下記を確認のうえご準備ください。

令和7年1月1日に戸田市に住民票があった方	→ 添付書類は原則として不要
令和7年1月1日に戸田市に住民票がなかった方	→ <u>令和7年度 課税(非課税)証明書</u>

令和7年度課税(非課税)証明書について

- ・ 証明書は、令和7年1月1日現在にお住まいの市区町村で発行されます。
- ・ 証明書の名称は、課税証明書・所得証明書など、市区町村により異なります。
令和6年1月～令和6年12月の「所得額」、「各種控除額」が記載されている証明書を取得してください。
- ・ 申請書に記載した世帯員で、18歳以上の方全員の証明書を添付してください。
別途書類の提出をお願いすることがありますので、あらかじめご了承ください。

4. 申請の結果・通知

申請をした月の翌月中旬頃、学校をとおして結果を通知します。

5. 申請の注意事項

- (1) 戸田市では就学援助申請の際の同意に基づいて、審査の際に申請世帯の住民票関係情報、市民税関係情報、生活保護実施関係情報を確認します。
- (2) 所得の申告内容が審査時点で確認できない場合（給与所得のみで年末調整されている方を除く）は、審査ができませんので**不認定となります**。あらかじめご了承ください。
- (3) 申請内容と事実が異なることが判明した場合は、認定を取消し、支給済みの援助費をお返しいただくこともあります。
- (4) 転出入に伴い、就学援助における支給状況を他市町村へ照会・情報提供することがあります。
- (5) 申請に際しては、学校納入金等に未納がある場合に、認定者への振込金を充当することへの同意が必要となります。
- (6) 父、母、祖父母など、同一生計世帯全員の合計所得により審査します。
単身赴任をしている保護者や二世帯住宅等の同居者も同一生計世帯に含めます。
「同一生計者」とは、次のいずれかに当てはまる方です。
住民票上、同一世帯の方
住民票上、世帯が別だが、生計を一にしている方
- (7) 収入額・需要額が生活保護基準の1.3倍未満の場合、認定となります。年齢・世帯構成によって認定となる所得が異なります。お問合せいただいても具体的な金額は回答できません。なお、所得とは、給与所得者の場合は給与所得控除後の金額、事業所得者の場合は必要経費を除いた金額です。
- (8) 就学援助は、通常、前年1年間の所得にて審査を行いますが、失業、災害、犯罪被害等により家計急変した場合も申請を受け付けております。
家計が急変したことを証明できる書類により、直近の収入状況を踏まえた審査を行います。
個別にご相談ください。

6. 就学援助内容

金額は予定額であり、変更となることがあります。

支給費目	小 学 校		中 学 校		説 明
	対 象	金 額（円）	対 象	金 額（円）	
学校給食費	1～6年	実費相当額	-	-	各戸田市立小学校へ振込
学用品費等	1年	月額 1,103	1年	月額 2,254	年4回支給(7月、10月、1月、4月の月末頃支給)
	2～6年	月額 1,292	2・3年	月額 2,443	
新入学児童生徒学用品費	就学前	57,060	小学校6年	63,000	2月、3月適用者に支給(それぞれ2月、3月末頃支給)
	1年	57,060	-	-	4月現在適用者に4月末頃支給
オンライン学習通信費	1～6年	月額 1,250	1～3年	月額 1,250	年4回支給(7月、10月、1月、4月の月末頃支給)
体育実技用具費(柔道着・剣道着)	-	-	1～3年	学校の報告に基づく 実費相当額	限度額あり 購入者に支給(3年度内に1度)
修学旅行費	6年	学校の報告に基づく 実費相当額	3年		実施後支給
林間学校費	5年		1年		実施後支給
卒業アルバム代	6年		3年		

1年生の新入学児童生徒学用品費は、適用日に応じて入学前、もしくは入学後に支給します。(1回限り)
申請受付期限以降に申請された方は対象となりませんのでご注意ください。
(支給後に転出をした場合は重複支給がないよう、転出先自治体へ通知します。)
(転入者など他の自治体も含め、入学前に支給済みの場合は重複して支給できません。)
体育実技用具(柔道着・剣道着)費について、中学校入学前の体操着等を購入する際に、体育実技用具の購入を勧められる場合があります。入学前に体育実技用具を購入される場合は、就学援助の対象外となりますので、ご注意ください。なお、柔道又は剣道の実施については、中学校入学後に学校が決定します。体育実技用具の準備については、学校から案内をされてから購入してください。